

保総第 1215 号
令和 6 年 1 月 17 日

対象医療機関 代表者 殿

沖縄県保健医療部
保健医療総務課長
(公印省略)

「看護補助者処遇改善事業」に係る補助事業の実施について

平素より、本県の保健医療行政の推進につきましては、ご支援、ご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和 5 年 11 月 2 日閣議決定）において、2024 年度の医療・介護・障害福祉サービス等報酬の同時改定を見据えつつ、喫緊の課題に対応するため、人材確保に向けて必要な財政措置を早急に講じることとされたことを踏まえ、別添のとおり「看護補助者処遇改善事業の実施について」通知があります。

本事業の対象となる医療機関は、病院又は病床を有する診療所であって、令和 6 年 2 月 1 日時点において、別添に掲げる診療報酬のいずれかを算定している施設であり、かつ令和 6 年 2・3 月分（令和 5 年度中）から実際に賃上げを行っていることなどが必要となります。

つきましては、看護補助者の収入を引き上げるための必要な経費について、本県において補助することとしておりますので、趣旨をご理解の上、申請等を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 問合せ先

(1) 本事業の内容、提出書類の記載方法等に関すること

厚生労働省医政局設置のコールセンター（TEL：03-6744-7536）

（厚生労働省 HP「看護補助者処遇改善事業」もご参照ください）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095525_00017.html

2 申請先及び提出書類について

(1) 『(様式)賃金改善開始(予定)報告書』及び『債権者登録申請書』

○提出期日：**令和 6 年 2 月 29 日（木）※必着**

○提出方法：添付の様式に記入し、郵送又は下記宛てメール提出

(2) 『別紙様式1 看護補助者処遇改善事業補助金・処遇改善報告書（病院分、有床診療所分）』

上記(1)の「(様式)賃金改善開始(予定)報告書」を提出した上で、令和6年6月中に提出。(国の交付要綱は令和6年4月発出予定。別途、ご連絡いたします。)

○提出期日：**令和6年6月25日(火)※予定**

○提出方法：別紙様式1に記入し、下記宛てメール提出

- 3 提出先（郵送の場合） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県保健医療部保健医療総務課 看護班
（メールの場合） aa023001@pref.okinawa.lg.jp

- 4 実施要綱及び提出様式等の入手方法について
当課ホームページからダウンロードをお願いします。

沖縄県保健医療部保健医療総務課ホームページアドレス

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/hokeniryo/somu/kangosyokuinkaku/ho2022.html>

<担当>

保健医療総務課 看護班 平安山

TEL:098-866-2169/FAX:098-866-2638

メール: aa023001@pref.okinawa.lg.jp